

安針台自治会会則

平成 7 年 4 月 1 日施行
平成 8 年 4 月 21 日改正
平成 9 年 4 月 20 日第 2 回改正
平成 12 年 4 月 23 日第 3 回改正
平成 14 年 4 月 21 日第 4 回改正
平成 15 年 12 月 10 日第 5 回改正
平成 16 年 4 月 25 日第 6 回改正
平成 17 年 4 月 24 日第 7 回改正
平成 18 年 4 月 30 日第 8 回改正
平成 20 年 4 月 27 日第 9 回改正
平成 30 年 4 月 29 日第 10 回改正

第一章 総則

第 1 条 本会は、安針台自治会という。

第 2 条 本会の事務所は、安針台 4-1 に置く。

第 3 条 本会は、原則として安針台地域内の戸建住宅及び集合住宅の居住者をもって組織する。

第 4 条 本会は、安針台に於ける公共の利益を図るために、戸建住宅及び集合住宅それぞれの自主性を相互に尊重のうえ、会員相互扶助並びに福祉の増進を図り、文化の向上につとめ、地域の発展のため明るく住み良い町づくりに寄与することを目的とする。

第二章 業務

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の各部を置き各種事業を行う。

会員相互の協力と親睦を図ること。

町内の福祉厚生・防犯防火防災・並びに交通安全・清掃に関すること。

青少年の育成指導と、老人の幸せに関すること。

広報活動並びに会員名簿の作成維持管理。

安針台自治会の所有財産(会費等)の公正な運用管理。

第三章 役員

第 6 条 本会には次の役員を置く。役員の種類及び定数は以下の通りとする。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 会長 | 定数 1 名 | |
| 副会長 | 定数 4 名 | |
| 会計 | 定数 2 名 | |
| 会計監査 | 定数 2 名 | |
| 書記 | 定数 1 名 | |
| 委員 | 定数 16 名 | (合計 26 名) |
| 相談役 | | |

第 7 条 役員は、戸建住宅居住者及び集合住宅居住者(海の手地区、山の手地区、丘の手地区及びベイサイド地区)が、それぞれの選任方法により選任する。選任数はそれぞれの居住区ごとの以下の通りとする。

| | | |
|----------------|-----|-----------|
| 戸建住居区 | 4 名 | |
| 海の手地区住居区 | 6 名 | |
| 山の手地区住居区 | 6 名 | |
| 丘の手地区住居区 | 6 名 | |
| ベイサイドテラス安針台住居区 | 4 名 | (合計 26 名) |

2. 上記役員中、集合住宅居住者の住居区から選任される役員は、集合住宅の管理組合の役員を兼務してはならない。

第8条 役員の任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員に欠員ができたときは、役員が会員の中から選出できる。選出については、夫々の住居区の会員の中から、それぞれの選出方法によるものとする。任期は残任期間とする

第10条 会則第5条の事業を行うため役員に交通費及び通信費を支給する。支給額は別途定める。

第四章 組織

第11条 本会の各住居区に班を設け、各班毎ごとに1名の班長を置く。班の区割り及び班長の選任方法は、各住居区ごとに別途定める。

2. 班長は、会の目的を達成するため役員に協力する。班長の任期は1年とし、各班の中から交代で行う。

3. 班長に欠員ができたときは、班内で補充する。任期は残任期間とする。

第12条 会則第5条の事業を行うため、本会の下部組織として、部または会等を置く。

2. 本会に自主防災部を設置する。自主防災部の運営規則は別途定める。
3. 本会に子供会を設置する。子供会の運営規則は別途定める。
4. 本会に体育振興会を置く。体育振興会の運営規則は別途定める。
5. 本会に青少年活動推進の会を置くことができる。青少年活動推進の会の運営規則は別途定める。
6. 本会に自警会を置く。自警会の運用規則は別途定める。
7. 本会にシニアサークル安針台を置く。シニアサークル安針台の運用規則は別途定める。

第五章 会議

第13条 会議は、総会及び役員会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第14条 定期総会は、毎年4月に開催する。

臨時総会は、会員の1/3以上より請求があったとき、または会長が必要と認めたときに会長が招集する。

第15条 総会は、会員の1/2以上の出席により成立することとし、委任者も含む。また、議事は出席者の過半数の賛成により決議する。

第16条 役員会は、必要により会長が招集し、役員の過半数の出席により成立することとし、議事は出席者の過半数の賛成により決議する。

第17条 総会において、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告の承認、(2) 会計報告の承認、(3) 財産目録報告の承認、(4) 次年度事業計画の承認、(5) 次年度予算計画の承認、(6) 会則の追加・改正、(7) その他本会の重要事項に関すること。

第六章 会計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第19条 1. 本会の経費は、会費・補助金・寄付金をもってあてる。

2. 本会が行う資源 ゴミ分別回収活動による益金は、本会の経費に繰り入れる。

第20条 本会の会費は、月額500円とし2ヶ月毎の月末までに納入しなければならない。但し集合住宅の会員のうち、集合住宅の管理組合に対して管理費等を毎月支払っている会員は、会費を管理費等と一括して管理組合に支払ったうえ管理組合より本会に支払うものとする。

第七章 帳簿の保管

第21条 本会は、下記の帳簿・書類等を整理し、保管する。

- (1) 会員名簿、(2) 会計簿冊、(3) 総会記録 等

第八章 加入及び脱退

第 22 条 本会に加入しようとする者は、会長に申し出なければならない。

第 23 条 本会の脱退は、次の場合とする。

本人の申し出があったとき。

区域外に転出したとき。

第九章 慶弔

第 24 条 本会の会員が死亡した場合には、次の通り見舞金を支払う。

世帯主並びに同居の家族金 5,000 円

附則

第 20 条に定める会費は、平成 7 年 7 月から支払いを開始する。

本会の横須賀市への届出上の設立は、平成 5 年 10 月 10 日である。

第 10 条に定める支給額は、交通費については実費とし、近隣に準ずる。通信費については会長に対して年額 2,000 円、その他の役員に対して年額 1,000 円とする。

公園清掃(丘の手公園、海の手公園)に対する補助金は本会計に繰り入れない。その運用はそれぞれ個別に定める。

赤十字募金、共同募金、年末助け合い運動については、その成果が地域社会の福祉に奇与することから、必要な支出は会費をもって充てる。